芦屋市指定給水装置工事事業者 様

芦屋市上下水道部水道業務課

## 給水装置工事申請書等の様式変更および廃止について(通知)

平素は, 芦屋市水道事業にご協力賜り, 厚くお礼申し上げます。 この度, 給水装置工事申請書等の様式変更・廃止をします。内容については以下の通りです。

## ○様式変更

「給水装置工事申請書」,「申請図」,「給水装置工事検査確認書兼竣工検査願」について,様式を変更します。(新様式はホームページからダウンロードできます。)

変更内容としては市側記入欄の追加等で、指定工事事業者様の記入項目に変更はありません。 新様式の運用開始は令和4年1月4日受付分の申請からとします。

ただし、令和4年3月31日までは移行期間とし、令和4年4月1日より完全移行とします。

## ○様式廃止

「水道メーター設置確認書」、「受水槽以下装置施行基準に関する承諾書」について、令和4年 1月4日受付分の申請より廃止します。(ただし、旧様式を使用した申請の場合は必要です。)

## ○事務処理変更

検査の申込みについて,「**事前に検査願と竣工図面を提出すること**」に変更します。

検査日が令和4年1月5日以降のものから開始します。ただし、検査日が令和4年3月31日までは移行期間とし、従前の方法でも可とします。令和4年4月1日検査分からは新しい方法に完全移行します。

新様式や変更点等,ホームページに情報を載せていますので,ご確認ください。 何かありましたら、水道業務課までご連絡ください。

	2021	2022			
	12月	1月	2月	3月	4月~
·様式変更 「給水装置工事申請書」 「申請図」 「給水装置工事検査確認書兼竣工検査願」	変更点について, ホームページ記載・ 窓口掲示 【新様式はホームペー	新様式の受付開始 (R3年度は移行期間) ジからダウンロード可】			完全移行
・様式廃止 「水道メーター設置確認書」 「受水槽以下装置施行基準に関する承諾書」		様式廃止 (※旧様式の場合は必要)			
・事務処理変更 検査申込み	変更点について, ホームページ記載・ 窓口掲示	申込方法の変更 (R3年度は移行期間)			完全移行
給水装置工事施行基準の 部分改正	ホームページに 改正概要を記載	改正部分の 運用開始			

芦屋市上下水道部水道業務課 TEL

TEL: 0797-38-2154 FAX: 0797-38-2165

E-mail: suidou.eigyo@city.ashiya.lg.jp